

## 第14 非常警報設備

「非常警報設備の基準」(昭和48年消防庁告示第6号。以下「6号通知」という。)によるほか、次によること。

### Ⅰ 非常ベル、自動式サイレン

#### (1) 非常電源

自動火災報知設備の基準Ⅰ(1)(オを除く。)を準用すること。

ただし、カの規定中「自動火災報知設備」とあるのは、「非常ベル又は自動式サイレン」と読み替えるものとする。

#### (2) 非常電源

非常電源及び非常電源回路の配線は、非常電源の基準によること。

#### (3) 機器

省令第25条の2第3項に規定する非常警報設備は、認定品を使用すること。

#### (4) 音響装置

設置位置は、次によること。

ア 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。

イ 取付け高さは、天井面から0.3m以上で床面から1.5m以上の位置に設けること。

ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準により設けることができる。

ウ 屋上部分を遊技場、ビアガーデン等の用途で使用する防火対象物にあっては、当該用途の使用部分に音響装置を設けること。

エ カラオケボックス等が存する防火対象物の音響装置の取扱いについては、自動火災報知設備の基準5(8)及び(9)を準用するものとする。

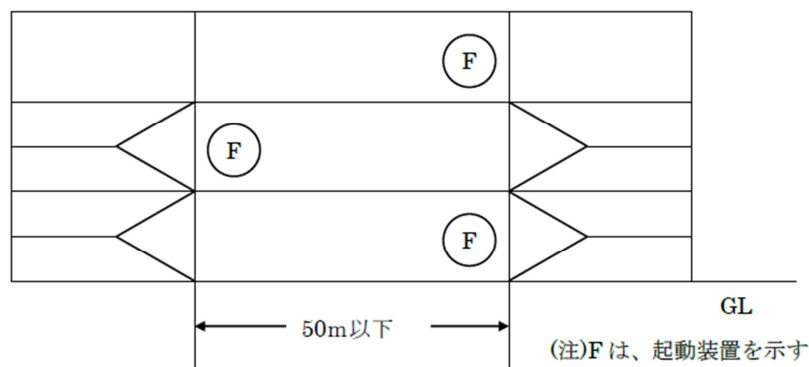
#### (5) 起動装置

設置位置は、次によること。

ア 多数の者の目に触れやすく、かつ、操作の容易な場所に設けること。

イ 原則として階段への出入口付近に設けること。

ウ 階段相互の距離が歩行距離50m以下の場合、上下の階段が異なる位置となるように設けること。



エ 階段相互の距離が歩行距離50mを超える場合は、各階の階段付近ごとに設けること。

(6) 表示等

設置位置は、次によること。

ア 天井面からおおむね 0.3m 離れた位置とすること。

ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準により設けることができる。

イ 通行に支障がなく操作の容易な場所で、かつ、多数の者の目に触れる位置に設置すること。

## 2 放送設備

「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」(平成6年2月1日付消防予第 22 号。以下「22 号通知」という。)、  
「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて」(平成 11 年2月2日付消防予第 25 号)によるほか、次によるものとする。

(1) 増幅部・操作部

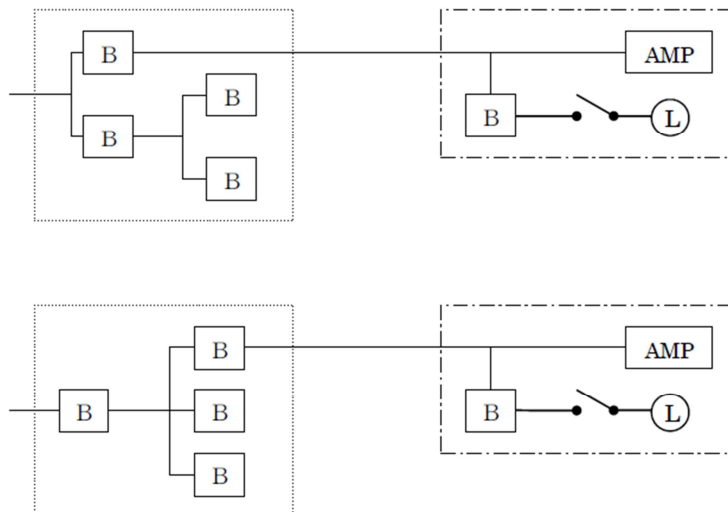
ア 常用電源

(ア) 自動火災報知設備の基準Ⅰ(Ⅰ)(エを除く。)を準用すること。

ただし、力の規定中「自動火災報知設備」とあるのは、「非常放送設備」と読み替えるものとする。

(イ) 電源は、配電盤又は分電盤により、階別主開閉器の電源側から分岐すること。

ただし、常時監視人のいる場所で、電灯照明に給電している開閉器等の二次側から専用回路とすることができる。



(ウ) 卓上型増幅器等による放送設備で、次による場合は、コンセントからとることができる。

a コンセントは、放送設備専用であること。

b コンセントは、引き掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

イ 非常電源

非常電源及び非常電源回路の配線は、非常電源の基準によること。

## ウ 設置場所

自動火災報知設備の基準Ⅰ(3)アからウまでによるほか、次によること。

(ア) 守衛室等常時人のいる場所(防災センター、中央管理室を含む。)に設けること。また、夜間など時間帯によって常時人のいる場所が宿直室、スタッフステーション等に移動する場合は、当該場所に遠隔操作器を設けること。

(イ) 自動火災報知設備の受信機と併設して設けること。

ただし、自動火災報知設備がない場合又は受信機等と連動した場合で、増幅器等に出火階表示を有するものを設けた場合は、この限りではない。

(ウ) 避難階、その直上階及び直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。

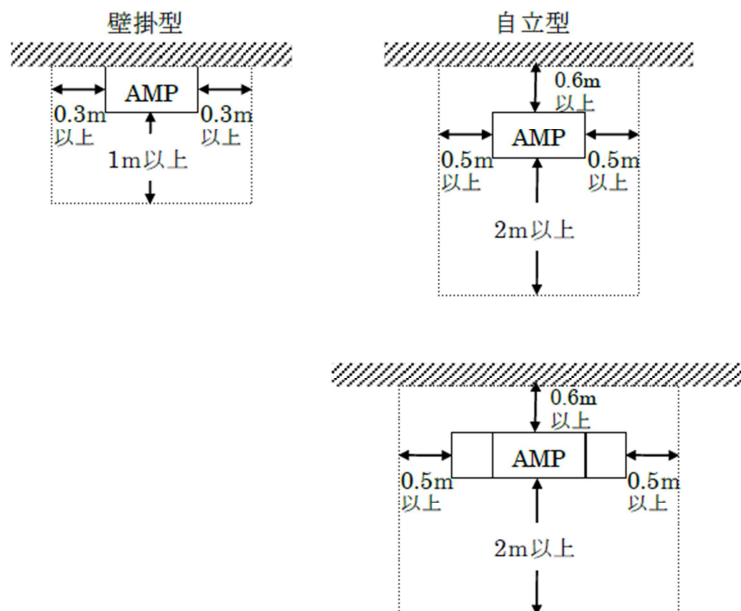
ただし、安全に避難でき、かつ、当該設備を設置する防火対象物のうち、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火設備を設けた場所に設置する場合は、この限りではない。

(エ) 分割型増幅器等(増幅器と操作部の部分を分離して設置する機器をいう。以下同じ。)の増幅器及び操作部は、守衛室等常時人のいる場所で、かつ、同一室内に設置すること。

(オ) 操作上又は点検上障害とならないように有効な空間を確保すること。(下図参照)

なお、自立型の場合で、背面に扉等のないものは、背面の空間を省略することができる。また、操作上又は点検上障害とならない場合には、下図の数値以下とすることができる。

(カ) 複合用途防火対象物で、操作部が共用部分等がない場合は、必要に応じて遠隔操作器を設けること。



## エ 機器等

(ア) 自動火災報知設備と連動するものにあつては、次によること。

α 感知器等の作動と連動して自動的に増幅器等の電源が入り、放送が可能な

状態になること。

b 音響装置を付加した放送設備にあっては、自動的に当該装置を鳴動させることができること。

c 感知器等の作動により起動する場合において、出火階が2階以上の場合にあっては、出火階及びその直上階、出火階が1階の場合にあっては、出火階とその直上階及び地階、出火階が地階の場合にあっては、出火階とその直上階及びその他の地階全部に限って、それぞれ放送できるものであること。

(イ) 自動火災報知設備と連動しないもの（操作部の各スイッチの手動操作により行う場合）にあっては、操作部スイッチの操作により次のことができること。

a 一斉作動スイッチを操作することにより全館に放送できること。

b 放送階選択スイッチを操作することにより、当該スイッチに連動する任意な報知区域へ放送ができること。

(ウ) 一の防火対象物において、非常放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常放送設備の起動と連動して放送を遮断することができること。

ただし、非常放送の警報音等が有効に聞き取れる場合にあっては、この限りではない。

(エ) カラオケボックス等が存する防火対象物の音響装置の取扱いについては、自動火災報知設備の基準5(8)及び(9)を準用するものとする。

(オ) 省令第25条の2第3項に規定する非常警報設備は、認定品を使用すること。

## (2) スピーカー

### ア 設置位置等

設置位置等は、前1(4)ア及びウによるほか、次によること。

(ア) 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域の運用は、22号通知第3(1)によるほか、次によること。

a カラオケボックス、カラオケルーム若しくは居室以外の部分で、常時人がいる可能性のある遮音性の高い場所については、省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)のただし書きにかかわらず、当該部屋を一の放送区域として取扱うものとする。

b 次に掲げる展示場、体育館及び地下駐車場等の大空間の任意の場所において、第2シグナル音の音圧が70db以上確保できるように配置した場合は、政令第32条を適用して、省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)の基準に基づき、スピーカーを設置した場合と同様として取扱って支障ないものとする。

(a) 天井高さが20m以上の展示場、体育館等の防火対象物並びにアトリウムの部分

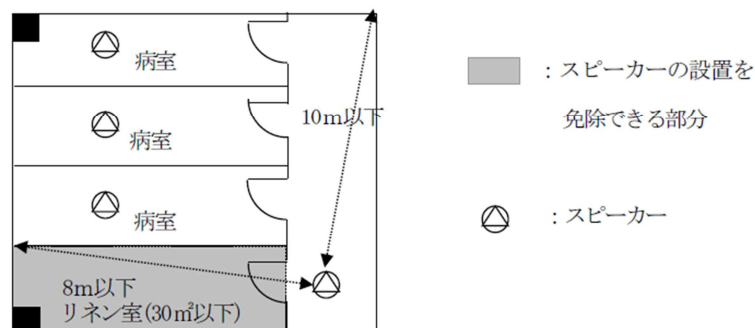
(b) 当該空間が2以上の放送区域に区分されない地下駐車場の用途に供される空間で、当該空間の床面積が600㎡以上のもの

(イ) 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

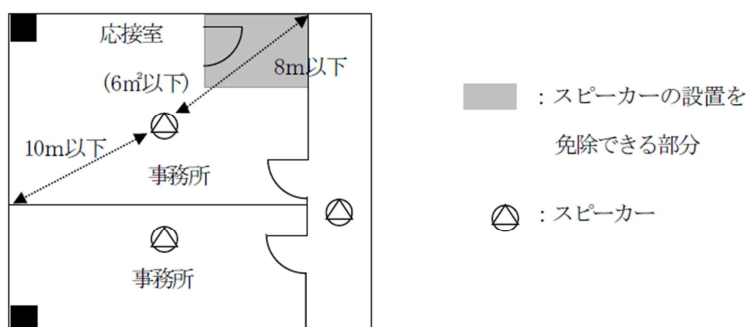
なお、スピーカーを設置する室と免除する室の間に扉等がない場合は、当該スピーカーの設置を免除できないものとする。ただし、浴室、トイレ個室及び小規模

(おおむね $2\text{ m}^2$ 以下)なパイプシャフト、ダクトスペースにあっては、この限りでない。

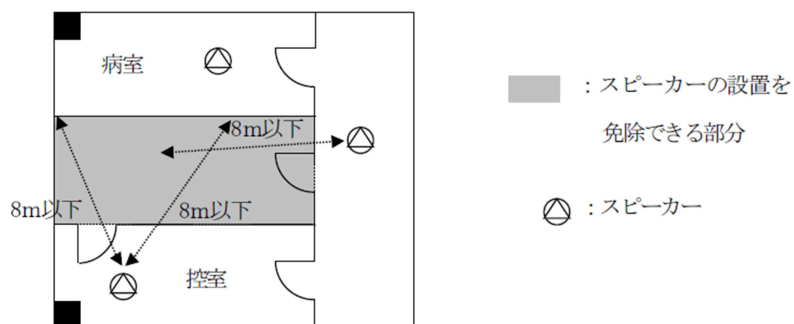
- a 居室及び居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路以外の場所において、スピーカーを設置免除できる場合



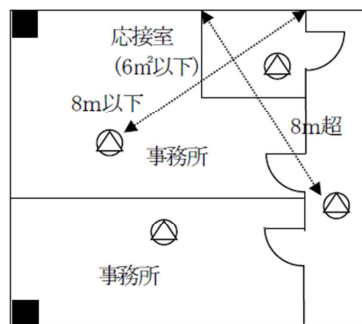
- b 1の隣接する放送区域のスピーカーにより、居室のスピーカーを設置免除できる場合



- c 2以上の隣接する放送区域の以上のスピーカーにより、スピーカーを設置免除できる場合



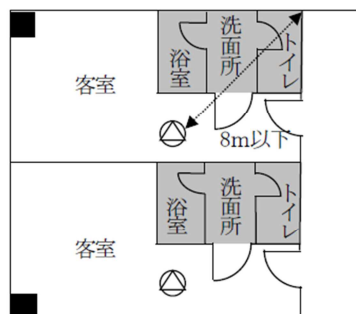
d 居室のスピーカーを設置免除できない場合



⊙：スピーカー

\* 応接室には、事務所との間に扉がないためスピーカーの設置が必要。

e 浴室、トイレ個室について、隣接する放送区域のスピーカーにより設置免除できる場合

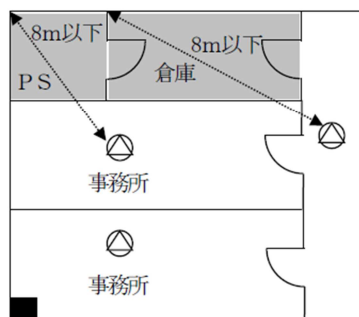


■：スピーカーの設置を  
免除できる部分

⊙：スピーカー

\* ホテル客室等のユニットバス、トイレ個室については、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。

f 小規模なパイプスペース、ダクトスペースについて、隣接する放送区域のスピーカーにより設置免除できる場合



■：スピーカーの設置を  
免除できる部分

⊙：スピーカー

\* 小規模なパイプスペース、ダクトスペースについては、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。

(イ) エレベーターの設置される防火対象物にあっては、エレベーターのかご内についてもスピーカーを設けること。

ただし、荷物専用エレベーター等で、かご内にスピーカーを設置することが困難なものは、この限りではない。

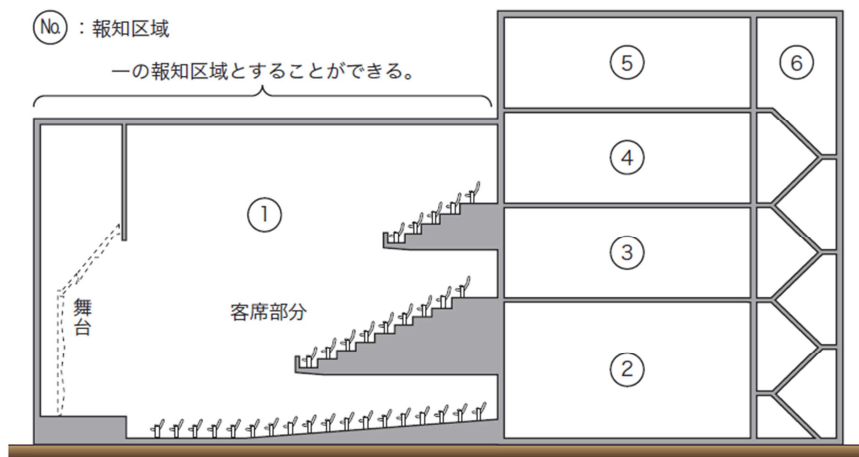
イ 報知区域

報知区域（1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。）は、各階ごとに設定すること。

ただし、（ア）から（ウ）までの部分にあっては、それぞれ定めるところにより設定

すること。また、遠隔操作器から放送できる区域については 22 号通知第5により設定するものとする。

- (ア) 劇場の客席等のうち、吹き抜け等を有する部分で、有効な音量が得られる場合、当該吹き抜けに接する部分を一の報知区域とすること。



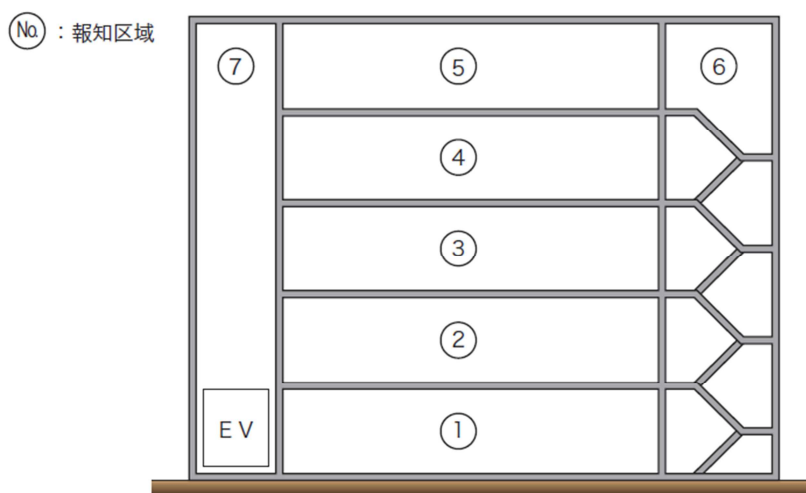
(イ) 特別避難階段又は屋内避難階段

- a 居室等の部分と別の報知区域とすること。
- b 高さ 45m以下ごとに一の報知区域とすること。
- c 地階部分と地上部分は別の報知区域とすること。

ただし、地階の階数が一である場合は、この限りではない。

(ウ) エレベーター

居室内の部分と別の報知区域とすること。この場合、非常警報設備と連動して起動するものにあつては、エレベーターの停止階のすべての報知区域に設けられた感知器の作動と連動するものであること。



(3) 非常電話

ア 設置位置

- (ア) 廊下等で他の消防用設備が設置されている場所に設置すること。

(イ) 操作部からの呼び出し機能のない非常電話にあつては、非常放送設備等により有効に呼び出すことができる位置に設けること。

(ウ) 分割された制御部と操作部は、原則として同一居室内に設けること。

イ 取扱い

非常電話からの信号により放送設備を起動させる場合は、火災放送に限って非常電話の起動と連動せず、手動により操作することで支障のないものとする。

ウ 表示等

(ア) 親機の選択スイッチの部分には、起動階等の名称を適正に記入すること。

(イ) 非常電話器は、収納箱に収納し、その表面又は近傍の赤字に白の1字あたり縦横2cm以上の大きさの文字で「非常電話」と表示し、また、非常電話器本体正面又は収納箱表面に設置階及び電話番号を表示すること。

(4) 非常電源及び配線

非常電源の基準の例によるほか、次によること。

ア 増幅部と操作部は、省令第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置し、増幅部と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅部から操作部までの配線は、省令第25条の2第2項第4号ニの例によるものとする。

ただし、増幅部から操作部又は操作部から増幅部に非常電源を供給する場合の電源回路は、耐火電線とするものとする。

イ 遠隔操作部のみが省令第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置される場合で、増幅部又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火電線とする。

ウ 火災時に火災階のスピーカー回路が短絡した場合、感知器発報放送後の火災放送が当該階に報知されなくなるおそれがあることから、次のとおり複数回線化（スピーカー回路を複数回線とするか、若しくは回路分割装置によりスピーカー回路を2以上に分割することをいう。）するものとする。

(ア) 適用範囲

α 政令別表第一に掲げる防火対象物のうち、5項、6項及び16項（5項、6項の用途に供する部分に限る。）の用途に供するもの

β カラオケルーム、会議室等の小規模な部屋が連続する防火対象物又はその部分

(イ) 複数配線化の方法

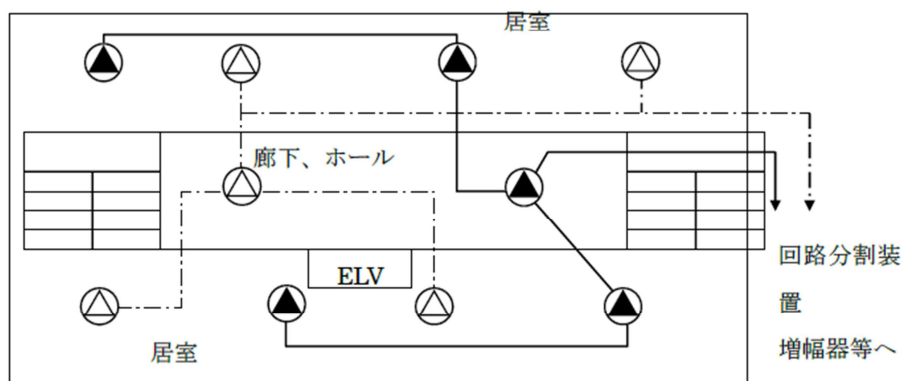
α 複数回線により構成する方法

β スピーカー回路分割装置により分割する方法

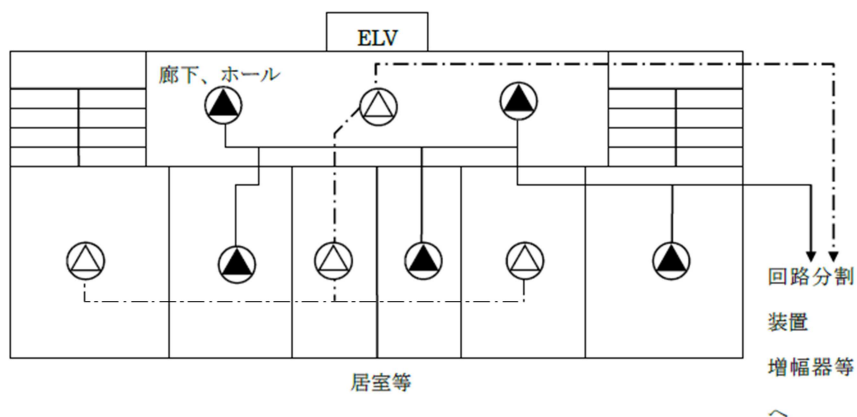
(ウ) スピーカー回路分割装置は、一の報知区域のスピーカーを2以上に分割する装置であり、非常用放送設備専門委員会において性能を確認（技術基準適合品）されたものを使用すること。

(エ) 複数回線化した場合の配線方法については、次の例によること。

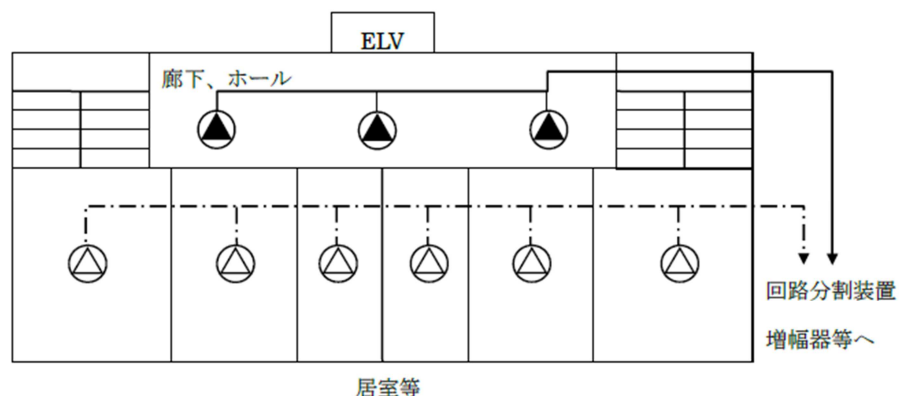
○隣接するスピーカーを複数回線化した 例 1



○隣接するスピーカーを複数回線化した 例 2



○居室と共用部分を複数回線化した 例 3



エ 放送設備のスピーカーのうち、業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回線を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常が生じた場合、非常用の回線に接続される方式とすること。

オ 放送設備の起動により、業務用の放送設備等を停止する方式のものにあっては、制御配線（増幅器等が設置される部屋の部分に限る。）の回路に異常が生じた場合、業務用の放送等は停止される方式とすること。

カ 非常電話の非常電源は、非常電話器を2回線同時作動させ、30 分間その操作を  
接続できるものとする。

(5) タイマーの設定等

6号告示第4、4(2)イ(ロ)c及びハ(ハ)に定める火災が発生した可能性の高い  
旨の信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定  
の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用  
形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、次の  
とおりとする。

ア 現場確認者と防災センター等の監視者が確保され、現場確認者から内線電話等  
により確認の通報が操作部付近に伝達される体制が整っている場合は5分以内と  
する。

イ 前ア以外の場合は3分以内とする。

(6) 区分鳴動方式

規則第25条の2第2項第3号チに定める区分鳴動方式で作動するように設定され  
たものは、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当  
該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するよう  
に措置すること。

なお、一定の時間とは、防火対象物の用途、規模並びに火災確認に要する時間、  
出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、概ね  
数分とし、最大でも10分以内とする。